



損害賠償請求書

貴社と本組合との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年8月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本組合は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反があると判断いたしました。

これにより、本組合として、貴社の違反行為によって予定価格の9.8パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日の翌日から平成18年10月3日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息と併せて別に送付する納入通知書により平成18年10月3日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる利息相当額につきましては、還付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社中部支社へも送付させていただいております。

記

工事名 弥富工場（仮称）建設工事

契約日 平成10年7月30日
代金支払完了日 平成14年7月15日
損害賠償金及び利息 金2,978,716,712円
(内訳) 損害賠償金 金2,459,800,000円
利息 金518,916,712円

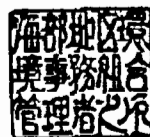
平成18年9月1日

〒496-0071

愛知県津島市新開町二丁目212番地

海部地区環境事務組合

管理者 弥富市長 川瀬輝夫



事務担当：八穂クリーンセンター

TEL 0567-68-6500

FAX 0567-68-6700

〒108-8215

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役 佃 和 夫 様

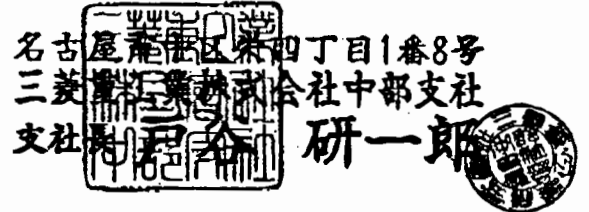
この郵便物は、平成18年9月1日第96417号郵便
内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
弥富郵便局長



平成18年9月7日

海部地区環境事務組合

管理者 弥富市長 川瀬 輝夫 様



弥富工場（仮称）建設工事に係る損害賠償請求について（御回答）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年9月1日付け内容証明郵便による貴組合からの損害賠償請求書に
関しまして、下記のとおり御回答申し上げます。 敬具

記

1. 弊社は、弥富工場（仮称）建設工事に関する認定も含めて、公正取引委員会平成11年（判）第4号審判事件の平成18年6月27日付け審決は取消さるべきとして、平成18年7月27日、東京高等裁判所に提訴しました。
よって、貴組合からの御請求には応じられません。

以上





通 知 書

平成18年9月1日付内容証明郵便で請求させていただきましたとおり、貴社と本組合との間で締結されました下記工事契約につきまして、貴社の違反行為によって予定価格の9.8パーセントの損害が発生致しました。また、上記損害賠償額に対して、契約代金支払完了の日の翌日から損害賠償金納入の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息が発生するものです。

上記の請求額は、公正取引委員会の審決（平成11年（判）第4号）で示された事由から、談合をしていたとされる貴社始めメーカー5社以外の業者が受注したストーカ炉の落札率（89.76%）と、弥富工場（仮称）建設工事の落札率（99.56%）との差を勘案して算定したものです。

なお、平成18年4月25日に福岡地方裁判所で判決が出された平成12年（行ウ）第27号損害賠償代位等住民訴訟事件でも、同様の考え方が示されています。

本組合といたしましては、上記請求理由は充分根拠のあるものと確信しておりますので、下記損害賠償金額及び利息を早急にお支払い下さい。

平成18年10月16日までに、海部地区環境事務組合
八穂クリーンセンターまで、ご連絡を頂きますようお願い
致します。

万一、何らかのご連絡もお支払いもないときは、遺憾な
がら海部地区環境事務組合所定の手続を経て、貴社に対し
て訴訟手続を執る場合がありますので、念のため申し添え
ます。

なお、本通知書は、貴社中部支社へも送付させていただ
いております。

記

工事名 弥富工場（仮称）建設工事

契約日 平成10年7月30日

代金支払完了日 平成14年7月15日

損害賠償金 金2,459,800,000円

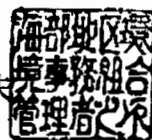
平成18年10月4日

〒496-0071

愛知県津島市新開町二丁目212番地

海部地区環境事務組合

管理者 弥富市長 川 瀬 輝 夫



事務担当：八穂クリーンセンター



18.10.4
2-12

TEL 0567-68-6500

FAX 0567-68-6700

〒108-8215

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役 佃 和 夫 様

この郵便物は、平成18年10月4日第96734号書留
内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
弥富郵便局長

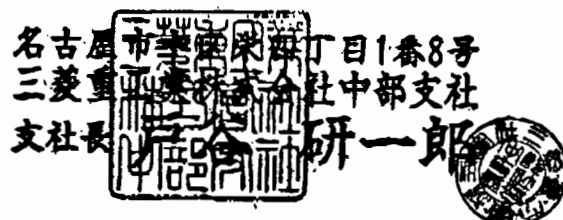
2610
2-12

4

弥富郵便局

平成18年10月13日

海部地区環境事務組合
管理者 弥富市長 川瀬 輝夫 様



弥富工場（仮称）建設工事に係る損害賠償請求について（御回答）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年10月4日付け内容証明郵便による貴組合からの通知書に関しまして、
下記のとおり御回答申し上げます。 敬具

記

1. 平成18年9月7日付け弊信にて申し上げましたとおり、弊社は、弥富工場（仮称）建設工事に関する認定も含めて、公正取引委員会平成11年（判）第4号審判事件の平成18年6月27日付け審決は取消さるべきとして、平成18年7月27日、東京高等裁判所に提訴しました。

よって、貴組合からの御請求には応じられません。

以上

